

事務事業名	53589 医療的ケア児保育支援事業											
担当組織	こども健やか部				保育幼稚園課				担当	指導・監査担当		
組織コード	18	04	00	会計・款・項・目・大・中・小	01	03	02	04	01	02	記入日	令和 4年 6月29日

1. 事務事業の概要 <PLAN>

総合振興計画上の位置づけ											実施計画候補	
基本目標・考え方	01	子どもが健やかに育ち、いきいきと輝けるまち						再掲施策				● 対象
施策	02	乳幼児期の保育・教育の充実										○ 対象外
事業期間	令和4年度～令和12年度											
根拠法令 通達等	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律 保育対策総合支援事業費補助金交付要綱				関連計画 施政方針	35-1 医療的ケアが必要な子どもに対応できる保育・教育環境の整備						
事業区分	<input type="radio"/> 法定受託事務 <input type="radio"/> 自治事務のうち義務的なもの <input checked="" type="radio"/> 自治事務のうち任意のもの											
強靱化計画	<input type="checkbox"/> リスクシナリオ番号：											
総合戦略	<input type="checkbox"/> 施策番号：											
対象	市内保育所の在園児で医療的ケアが必要な子ども及び保護者											
事業目的	保育所において日常生活等に支援が必要とされる医療的ケア児を受け入れ、適切な支援を行うことで、医療的ケア児の健やかな成長及び家族の離職防止に資する。											
事業内容	看護師等が医療的ケア児の状況に応じた支援を行い、併せて主治医や関係機関と連携しながら、保育所での受け入れ等実施体制を整備していく。また、適宜ガイドラインの見直しを行う。											
実施主体	<input checked="" type="checkbox"/> 市による単独直営 <input checked="" type="checkbox"/> 委託 (<input type="checkbox"/> 3セク・財団 <input type="checkbox"/> 企業 <input type="checkbox"/> 市民・NPO) <input type="checkbox"/> 協働・協力 ()											
行財政改革の取り組み												

2. 事務事業の計画 <DO>

(1) 投入資源（予算と人員）				
		令和5年度 計画額（千円）	令和6年度 計画額（千円）	令和7年度 計画額（千円）
主な事業内容		保育所における医療的ケア児への支援	保育所における医療的ケア児への支援	保育所における医療的ケア児への支援
事業費		5,320	5,320	5,320
財源内訳	国庫支出金	2,660	2,660	2,660
	県支出金	1,330	1,330	1,330
	起債	0	0	0
	その他	0	0	0
	一般財源	1,330	1,330	1,330
人件費		6,924	6,924	6,924
投入 人員	常勤職員	1人	1人	1人
	非常勤職員	0人	0人	0人
事業費+人件費		12,244	12,244	12,244

(2) 事業目標									
指標名		説明・算定式	単位	令和3年度 目標値	令和4年度 目標値	令和5年度 目標値	令和6年度 目標値	令和7年度 目標値	
目標達成状況	事務事業活動①	保育所における医療的ケア児の受け入れ人数	人	0	1	1	2	2	

3. 事前評価

<CHECK>

施策への貢献度	施策の目標達成に向けて貢献しているか。
	<p>B：施策の目標達成に貢献している。</p> <p><判断理由> 医療的ケア児を含めた配慮が必要な子どもの保育を行うことで、子育て世帯への支援に繋がっていると判断する。</p>
経費水準	事業費・人件費の水準は適正か。
	<p>B：経費は適正な範囲である。</p> <p><判断理由> 国・県の補助事業を活用した事業であり、経費は適正であると考える。</p>
事業手法	事業手法は適正か。
	<p>B：事業手法は適正な内容である。</p> <p><判断理由> 保育所において医療的ケア児の受け入れにあたり、市のガイドラインを作成して、関係機関と連携しながら実施している。</p>
受益・負担の公平性	受益の公平性と負担の適正化は図られているか。
	<p>B：受益・負担は適正な範囲である。</p> <p><判断理由> 利用者負担額は、市が住民税額に応じて保育料を決定しており、受益の公平性と負担の適正化は図られている。</p>

4. 事業実施理由・留意点

<ACTION>

事業実施理由	令和3年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、医療的ケア児の保育所等の利用に対し、適切な支援を受けられるよう措置することとされました。また、医療的ケア児の家族から保育所入所希望の相談があり、受け入れ体制や事業内容など様々検討した結果、事業を実施する体制が構築出来たため。
事業実施における留意点	医療的ケア児の支援は主に看護師が行うため、看護師の配置体制の維持や、主治医や関係機関との連携を強化していくこと。

5. 企画財政部コメント

事業実施におけるコメント	
--------------	--